

民生委員・児童委員活動保険における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の取り扱いについて

令和2年3月18日

□ 民生委員活動に起因して新型コロナウイルス感染症を発症した場合、活動保険の補償対象となるか。

- 結論として補償対象となりません。
- 活動保険は活動中の偶発なケガに対する補償であり、疾病を補償するものではありません。
- しかし、ケガとみなして補償の対象に含める症状もあります。
 - ①委員活動中の熱中症による障害
 - ②委員活動中に摂取した飲食物による食中毒
 - ③委員活動に起因して感染症を発症したとき
- ③における感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症を対象としています。
- 新型コロナウイルス感染症は、上記の一～三類の感染症のなかに属していないため、法改正が行われていない現状では、補償対象ではないとのことです。
- 以上は事務局用資料「民生委員・児童委員活動保険事務の手引」においても案内しています。

【疾病の取扱いについて】

この保険は活動中の偶発なケガを補償させていただくもので、疾病を補償するものではありませんが、以下の症状については、ケガとみなして補償の対象に含めています。

- ①委員活動中に熱中症による障害を負ったとき
- ②委員活動中に摂取した飲食物による以下の食中毒

| 種類 | 例 |
|-------------|-----------------------|
| ①細菌性食中毒 | サルモネラ菌、ブドウ球菌、O-157 など |
| ②自然毒による食中毒 | フグ、キノコ、青梅 など |
| ③化学物質による食中毒 | メタノール、青酸、鉛、有毒ガス など |
| ④ウィルス性食中毒 | ノロウィルス、ロタウィルス など |

- ③委員活動に起因して以下の感染症を発症したとき

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症を対象としています。

| | |
|-------|--|
| 一類感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 |
| 二類感染症 | 急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9） |
| 三類感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス |

※新型インフルエンザ、H5N1またはH7N9型以外の鳥インフルエンザ、狂犬病、ツツガムシ病など、その他の分類に属する感染症は対象になりません。

※法改正により、新たに一類感染症、二類感染症、三類感染症に分類された感染症は、法律の施行をもって自動的に対象に含まれます。